

に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(9) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費の改定については別紙4を参照

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- サービス提供体制強化加算(I)
 - ① 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(II)
 - ① 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(III)
 - ① 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟の指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、

勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

八 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i 経過的要介護	517単位
ii 要介護1	682単位
iii 要介護2	734単位
iv 要介護3	786単位
v 要介護4	837単位
vi 要介護5	889単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 経過的要介護	601単位
ii 要介護1	813単位
iii 要介護2	865単位
iv 要介護3	917単位
v 要介護4	968単位
vi 要介護5	1,020単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i 経過的要介護	447単位
ii 要介護1	592単位
iii 要介護2	638単位
iv 要介護3	684単位
v 要介護4	730単位
vi 要介護5	776単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 経過的要介護	536単位
ii 要介護1	723単位
iii 要介護2	769単位
iv 要介護3	815単位
v 要介護4	861単位

八 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	696単位
ii 要介護2	748単位
iii 要介護3	800単位
iv 要介護4	851単位
v 要介護5	903単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	827単位
ii 要介護2	879単位
iii 要介護3	931単位
iv 要介護4	982単位
v 要介護5	1,034単位

(二) 診療所短期入所療養介護費(II)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	606単位
ii 要介護2	652単位
iii 要介護3	698単位
iv 要介護4	744単位
v 要介護5	790単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	737単位
ii 要介護2	783単位
iii 要介護3	829単位
iv 要介護4	875単位

vi 要介護 5	907単位
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 経過的要介護	608単位
b 要介護 1	816単位
c 要介護 2	868単位
d 要介護 3	920単位
e 要介護 4	971単位
f 要介護 5	1,023単位
(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 経過的要介護	608単位
b 要介護 1	816単位
c 要介護 2	868単位
d 要介護 3	920単位
e 要介護 4	971単位
f 要介護 5	1,023単位
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	760単位

注 1 (1)及び(2)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日

v 要介護 5	921単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要介護 1	830単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	934単位
d 要介護 4	985単位
e 要介護 5	1,037単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	830単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	934単位
d 要介護 4	985単位
e 要介護 5	1,037単位
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,250単位

注 1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、

中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 - (一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という)における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すことごとに1以上であること。
 - (三) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すことごとに1以上であること。
 - (四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第16条第1項第2号の2、第3号イ及び第11号イに規定する基準に該当するものであること。
 - (五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は利用者1人につき、6.4平方メートル以上であること。
 - (六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第2

1条の4第2項において準用する同令第21条第2項第3号及び第4号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(t) 診療所(六)の診療所を除く。においては、食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) (2)(-)及び(圆)から(七)までに該当するものであること。

(-) 当該病室における看護職員又は介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)(-)及び(圆)から(七)までに該当するものであること。

(2) 当該病室における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない

い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

- 5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

- 6 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

- 8 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)又は診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

こと。

- 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

- (6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。
- (7) 特定診療費
利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

こと。

- 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める療養食の内容は以下のとおり。
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、肺臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

- (5) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。
- (6) 特定診療費
利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費の改定については別紙4を参照

- (7) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|-----------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(I) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |
| (三) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- サービス提供体制強化加算(I)
 - ① 当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(II)
 - ① 当該病室の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(III)
 - ① 当該病室の指定訪問短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 経過的要介護	833単位
ii 要介護1	1,035単位
iii 要介護2	1,102単位
iv 要介護3	1,169単位
v 要介護4	1,237単位
vi 要介護5	1,304単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 経過的要介護	944単位
ii 要介護1	1,146単位
iii 要介護2	1,213単位
iv 要介護3	1,280単位
v 要介護4	1,348単位
vi 要介護5	1,415単位

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	1,049単位
ii 要介護2	1,116単位
iii 要介護3	1,183単位
iv 要介護4	1,251単位
v 要介護5	1,318単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	1,160単位
ii 要介護2	1,227単位
iii 要介護3	1,294単位
iv 要介護4	1,362単位
v 要介護5	1,429単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 經過的要介護	766單位
ii 要介護 1	977單位
iii 要介護 2	1,048單位
iv 要介護 3	1,118單位
v 要介護 4	1,189單位
vi 要介護 5	1,259單位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 經過的要介護	850單位
ii 要介護 1	1,108單位
iii 要介護 2	1,179單位
iv 要介護 3	1,249單位
v 要介護 4	1,320單位
vi 要介護 5	1,390單位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 經過的要介護	743單位
ii 要介護 1	948單位
iii 要介護 2	1,017單位
iv 要介護 3	1,085單位
v 要介護 4	1,154單位
vi 要介護 5	1,222單位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 經過的要介護	827單位
ii 要介護 1	1,079單位
iii 要介護 2	1,148單位
iv 要介護 3	1,216單位
v 要介護 4	1,285單位
vi 要介護 5	1,353單位

(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 經過的要介護	730單位
ii 要介護 1	932單位
iii 要介護 2	999單位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	991單位
ii 要介護 2	1,062單位
iii 要介護 3	1,132單位
iv 要介護 4	1,203單位
v 要介護 5	1,273單位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,122單位
ii 要介護 2	1,193單位
iii 要介護 3	1,263單位
iv 要介護 4	1,334單位
v 要介護 5	1,404單位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	962單位
ii 要介護 2	1,031單位
iii 要介護 3	1,099單位
iv 要介護 4	1,168單位
v 要介護 5	1,236單位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,093單位
ii 要介護 2	1,162單位
iii 要介護 3	1,230單位
iv 要介護 4	1,299單位
v 要介護 5	1,367單位

(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	946單位
ii 要介護 2	1,013單位

<u>iv 要介護 3</u>	1,066単位
<u>v 要介護 4</u>	1,134単位
<u>vi 要介護 5</u>	1,201単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
<u>i 経過的要介護</u>	814単位
<u>ii 要介護 1</u>	1,063単位
<u>iii 要介護 2</u>	1,130単位
<u>iv 要介護 3</u>	1,197単位
<u>v 要介護 4</u>	1,265単位
<u>vi 要介護 5</u>	1,332単位
(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (v)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	
<u>i 経過的要介護</u>	668単位
<u>ii 要介護 1</u>	870単位
<u>iii 要介護 2</u>	937単位
<u>iv 要介護 3</u>	1,004単位
<u>v 要介護 4</u>	1,072単位
<u>vi 要介護 5</u>	1,139単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
<u>i 経過的要介護</u>	779単位
<u>ii 要介護 1</u>	981単位
<u>iii 要介護 2</u>	1,048単位
<u>iv 要介護 3</u>	1,115単位
<u>v 要介護 4</u>	1,183単位
<u>vi 要介護 5</u>	1,250単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	
a 経過的要介護	570単位
b 要介護 1	772単位
c 要介護 2	839単位
d 要介護 3	906単位
e 要介護 4	974単位
f 要介護 5	1,041単位
(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)	
a 経過的要介護	654単位

<u>iii 要介護 3</u>	1,080単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,148単位
<u>v 要介護 5</u>	1,215単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
<u>i 要介護 1</u>	1,077単位
<u>ii 要介護 2</u>	1,144単位
<u>iii 要介護 3</u>	1,211単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,279単位
<u>v 要介護 5</u>	1,346単位
(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (v)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	
<u>i 要介護 1</u>	884単位
<u>ii 要介護 2</u>	951単位
<u>iii 要介護 3</u>	1,018単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,086単位
<u>v 要介護 5</u>	1,153単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
<u>i 要介護 1</u>	995単位
<u>ii 要介護 2</u>	1,062単位
<u>iii 要介護 3</u>	1,129単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,197単位
<u>v 要介護 5</u>	1,264単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	
a 要介護 1	786単位
b 要介護 2	853単位
c 要介護 3	920単位
d 要介護 4	988単位
e 要介護 5	1,055単位
(-) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)	

b 要介護 1	903単位
c 要介護 2	970単位
d 要介護 3	1,037単位
e 要介護 4	1,105単位
f 要介護 5	1,172単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 経過的要介護	946単位
ii 要介護 1	1,149単位
iii 要介護 2	1,216単位
iv 要介護 3	1,283単位
v 要介護 4	1,351単位
vi 要介護 5	1,418単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 経過的要介護	946単位
ii 要介護 1	1,149単位
iii 要介護 2	1,216単位
iv 要介護 3	1,283単位
v 要介護 4	1,351単位
vi 要介護 5	1,418単位
(-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 経過的要介護	857単位
ii 要介護 1	1,111単位
iii 要介護 2	1,182単位
iv 要介護 3	1,252単位
v 要介護 4	1,323単位
vi 要介護 5	1,393単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 経過的要介護	857単位
ii 要介護 1	1,111単位
iii 要介護 2	1,182単位
iv 要介護 3	1,252単位
v 要介護 4	1,323単位

a 要介護 1	917単位
b 要介護 2	984単位
c 要介護 3	1,051単位
d 要介護 4	1,119単位
e 要介護 5	1,186単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	
(-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,163単位
ii 要介護 2	1,230単位
iii 要介護 3	1,297単位
iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 5	1,432単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,163単位
ii 要介護 2	1,230単位
iii 要介護 3	1,297単位
iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 5	1,432単位
(-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,125単位
ii 要介護 2	1,196単位
iii 要介護 3	1,266単位
iv 要介護 4	1,337単位
v 要介護 5	1,407単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1,163	1,125単位
ii 要介護 2	1,196単位
iii 要介護 3	1,266単位
iv 要介護 4	1,337単位

vi 要介護5

1,393単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき） 760単位

- 注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単

v 要介護5

1,407単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	650単位
(二) 4時間以上6時間未満	900単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,250単位

- 注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単

位を所定単位数に加算する。

- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

- 7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算	12単位
(二) 栄養士配置加算	10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

位を所定単位数に加算する。

- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

- 7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

23単位

23単位

(5) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療

※ 別に厚生労働大臣が定める療養食の内容は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、肺臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療

行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費の改定については別紙4を参照

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- サービス提供体制強化加算(I)
 - ① 当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(II)
 - ① 当該認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- サービス提供体制強化加算(III)
 - ① 当該認知症病棟の指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(I) (1日につき)

(一) 経過的要介護

411単位

(一) 要介護 1	545単位
(二) 要介護 2	588単位
(三) 要介護 3	632単位
(四) 要介護 4	676単位
(五) 要介護 5	720単位

(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき)

(一) 経過的要介護	495単位
(二) 要介護 1	676単位
(三) 要介護 2	719単位
(四) 要介護 3	763単位
(五) 要介護 4	807単位
(六) 要介護 5	851単位

(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

760単位

注 1 (1)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定

により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する
基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、
指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定
める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じ
て、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別
に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働
大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定

により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する
基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、
日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数
を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める
基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによ
り算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこ

とが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入
所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単
位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所短期入

所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養

介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

こと。

□ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。